

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 6

許認可等の内容		緑地保全・緑化推進法人の指定
根拠法令及び条項		都市緑地法第69条第1項
審査基準	関係条項	都市緑地法第70条～第74条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次に掲げる書類を提出し、その内容が適正であると認められる。</p> <p>1) 定款及び登記事項証明書またはこれらに準ずる書類</p> <p>2) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表その他経営に関する事項を記載した書類</p> <p>3) 申請者の組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>4) 現事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>5) みどり法人に指定される以前の緑化活動の実績を示す書類</p> <p>2 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がない。</p> <p>3 指定を申請した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過している。</p> <p>4 茅ヶ崎市における緑地保全や緑化事業において、過去に貢献した実績がある、又は継続した活動が見込める。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年3月18日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許認可の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、処理期間は設定していません。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)